The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 『御裳濯河歌合』俊成判序文の検討 |
| Author(s) | 佐藤, 明浩 |
| Citation | 詞林. 1990, 7, p. 1-14 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/67282 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 『御裳濯河歌合』俊成判序文の検討

佐藤　明浩

## はじめに

文治三年、陸奥から帰京した西行は自らの詠作を二篇各三十六番の歌合に編み、当時出家していて釈阿といった俊成とその息定家とに加判を依頼した。このうち、前者は『御裳濯河歌合』後者は『宮河歌合』と一般には呼ばれている。俊成の判は間もなく成ったが、定家の判は遅滞し、西行の催促もあって、二年余りのちの文治五年十月頃ようやく完成した(1)。従来、両歌合についての研究は、主に西行の側からなされてきた(2)。これは当然のことであるが、また一方、両宮歌合判は俊成、定家の批評について考える時、重要な意味を持ってくる。ここでは、諸先学の論考に導かれつつ、俊成の批評意識を探ることを目的として、『御裳濯河歌合』俊成判に考察を加える。

『御裳濯河歌合』一番判詞には、一番の具体的な判の前に、和歌・歌合の歴史を述べ、この歌合の判をするに至った経緯を記している。この部分は、内容的には判詞というよりも序文というにふさわしいものであると考えるので、以下これを序文と呼ぶことにする。『宮河歌合』には定家による跋文があり、両宮歌合を二篇一具のものと見た場合、少なくとも結果的には、いま序文と呼んだ部分が『宮河歌合』跋文と形の上で対応している。その意味からもこれを序文として扱って差し支えないであろう。

いま、序文を便宜上次の六つの部分に分ける。

(一) 和歌の機能
(二) 撰集における選歌
(三) 公任の秀歌選
(四) 歌合の歴史
(五) 自らの歌合判
(六) 本歌合判に至る経緯
(七) 述懐

以下、右の区分を目安として、考察する。ただし、この区分はあくまで便宜的なものであり、俊成の意識していた構成を再現

しようとしたものではないことをお断りしておく。

## 一

第一の部分、「（一）和歌の機能」は、

豊葦原のならひとして、難波津の歌は、人の心をやはらぐるなかだちとなりにければ、是を詠まざる人はなかるべし。

(3)

俊成が序文を「豊葦原」の語をもって始めているのは、伊勢神宮への奉納という本歌合の目的を意識してのことであろう。「豊葦原」の語は岩戸伝説を伝える『日本書紀』神代上の記事にも見える。

天照大神聞しめして曰さく、「吾、比石窟に閉り居り。謂ふに、當に豊葦原中国は、必ず為長夜くらむ。云何ぞ天鈿女命如此嘻楽くや」（日本古典文学大系・上　一一二頁）

また、『万葉集』二「日並皇子尊の殯宮の時に柿本朝臣人麻呂が作る歌」（一六七）に、

天照らす　日女（ひるめ）の命　天をば　知らしめすと
葦原の　瑞穂の国を　天地の　寄り合ひの極み　知らしめす　神の命と　天雲の　八重かき別けて　神下し……

とある。平安朝以降の和歌では賀歌や神祇歌にしばしば「豊葦原」が用いられており、後代の例はであるが、

三種の宝物の心を　従一位教良
神代よりみくさのたからつたはりてとよあし原のしるしとぞなる（玉葉集・二十・神祇　二七九六）

などと詠まれている。「豊葦原」は天照大神や皇統に縁の深い語であったと言え、伊勢神宮に奉納の本歌合の序文を始めるにふさわしい言葉であったのである(4)。

西行は本歌合の一番、二番に次の歌を配している。

岩戸あけしあまつみことのそのかみに桜を誰か植ゑはじめけん（一番左）
神路山月さやかなるちかひありて天の下をば照らすなりけり（一番右）
神風にこころやすくぞまかせつる桜の宮の花のさかりを（二番左）
さやかなるわしのたかねの雲ゐよりかげやはらぐる月よみのもり（二番右）

これらはいずれも伊勢神宮への畏敬の念を表出したすぐれた神祇歌であり、この度の奉納のために新たに詠み出されたものと考えられる。序文冒頭の「豊葦原」の語には、そうした西行の意図を充分理解した上でそれに応えるという意味も籠められていたであろう。

これに続く「難波津の歌は人の心をやはらぐるなかだちとなりにければ」の「やはらぐる」は底本等に「やる」とあり、検討が必要である(5)。伝本の数から言うと、「やはらぐる」の方が優勢である。もちろん数の上からだけで判断すべき問題で

はないが、しかし、いま決め手を欠く以上、一応「やはらぐる」の本文につくことにする。ただし、「やる」としても充分意味は通じるので、まずこの場合について一言しておく。

「やる」であれば、『後拾遺集』序文に「おほよそこのむくさのしふは、かしこきもいやしきも、しれるもしらざるも、たまくしげあけくれの心をやるなかだちとせずといふことなし」とあるのと、同趣と考えてよい。ただ、『後拾遺集』序文は公任による六種の秀歌選につき、これを誰もが握翫するさまを取り上げ、その鑑賞態度について言っているのであるが、本歌合の場合は後に「是を詠まざる人はなかるべし」と続いているので、歌の創作についての言と考えられる。歌を詠むことに人の心をなぐさめ、満足させる効用があることの指摘となろう。

一方、「やはらぐる」の本文についた場合、私見では二通りの解釈が可能である。いずれの解釈を採るにしても、『古今集』仮名序の冒頭部分と関連があると考えられるので、それを掲げておく。

やまとうたは人のこころをたねとしてよろづのことのはとぞなれりける。世中にある人ことわざしげきものなれば、心におもふことを見るものきくものにつけていひいだせるなり。花になくうぐひす水にすむかはづのこゑをきけば、いきとしいけるものいづれかうたをよまざりける。ちからをもいれずしてあめつちをうごかし、めに見えぬおに神をもあはれとおもはせ、をとこをむなのなかをもやはらげ、たけきもののふの心をもなぐさむるはうたなり。(6)

「人の心」「やはらぐ」の語が共通して用いられていることでもあり、俊成の念頭に仮名序のこの部分があったと考えてよいであろう。

まず、第一に仮名序冒頭の二文「やまとうたは……いひいだせるなり。」との密接な関係を想定してみる。その上で、本歌合序文当該箇所を、人の心という、そのままでは他人には認識不可能な次元にあるものを、言語をもって形象化することにより、他人に認識可能な次元のものへと展開する機能を「やはらぐ」と言い、和歌をわが国における言語表現の代表的なものと位置付けた文言とみるのである。この場合「やはらぐ」は抽象から具象への転換機能を意味していることになる。「和光」を「やはらぐる光」と訓ずる例などから、「やはらぐ」をこのように解することができると考える。

第二の解釈は仮名序の「をとこをむなのなかをもやはらげ」との直接的関係に重点を置くものである。すなわち、男女の恋愛関係を中心とするさまざまな人間関係において、相手に自分の感情を伝える媒介としての和歌の機能を「人の心をやはらぐるなかだち」と言っていると解釈するのである。具体的には、恋愛感情だけでなく、沈淪の嘆きを歌に託して訴える場合や、君主が人民の心を捉えるのに歌を用いる場合なども含めて考えてよいであろう。ここでは、人の心に働きかけさまざまな作用を及ぼすところの和歌の機能を「やわらぐ」と言っていること

になる。そして、和歌が日常生活に浸透しその機能が重要な役割を果していることから、「是を詠まざる人はなかるべし」ということになるのである。

以上の二つの解釈のうち、第一の解釈の方が和歌へのより深い観照を表しているとみられる点で魅力的ではある。しかし、次に掲げる諸例の「やはらぐ」はいずれも第二の解釈の意味に相当する。

たのしびさかえの所、なげきかなしびの時にも必ず出て、いはんや男女の心をやはらぐるなかだち、これよりよろしきはなし。（奥義抄・序）（7）

この物語の世々のふる事にて、かの葛城の王の采女が古き事を言ひて、おほきみの心をやはらげけるにやとも、少しはあやしき事どもになん。（古来風躰抄上・初撰本）（8）

しかありしよりかのかた、そのみちさかりにおこり、そのながれいまにたゆることなくして、いろにふけり、こころをのぶるなかだちとし、よをおさめ、たみをやはらぐるみちとせり。（新古今集・仮名序）

（やまと歌の道は）世を治め物をやはらぐるなかだちとなりけるとぞ、この道のひじりたちはしるしおかれたる。（十六夜日記）（9）

一方、和歌の機能に触れた同じような文脈で第一の解釈に該当するような「やはらぐ」の用いられ方がされている例は管見に入っていない。断定的なことは言えないけれども、しばらく第二の解釈の蓋然性が高いとしておく。

しかし、いずれの解釈を採るにしても、次の『古来風躰抄』冒頭部との関連性は認められるであろう。（10）

やまとうたの起り、その来れること遠いかな。ちはやぶる神代より始まりて、敷島の国のことわざとなりにけるよりこのかた、その心おのづから六義にわたり、その詞万代に朽ちず。かの古今集の序にいへるがごとく、人の心を種として、よろづの言の葉となりにければ、春の花をたづね、秋の紅葉を見ても、歌といふものなからましかば、色をも香をも知る人もなく、何をかはもとの心ともすべき。この故に、世々の帝もこれを捨て給はず、氏々の諸人も争ひてあそばずといふことなし。

これに比べれば本歌合序文は簡略ではあるものの、まず和歌の伝統が連綿と続いてきたことに思いをはせ、次に和歌の本質的機能に及び、それゆえ誰もが歌を詠むのであるという実態の確認に至っている、その叙述の流れは同じであり、相似性が認められる。この点には充分留意しておきたい。

すでに述べたように、本歌合冒頭部は『古今集』仮名序冒頭部の影響下にあり、さらに次の『俊頼髄脳』冒頭部の影響も認めていいかもしれない。

やまとみことの歌は、わが秋つしまのくにのたはぶれあそびなれば、神代よりはじまりてけふ今に絶ゆる事なし。おほやまとの国にうまれなむ人は、男にても女にても、高き

も卑しきも、好みならふべけれども、なさけある人はすすみ、なさけなき者はすすまざる事か。

また、前述のように『古来風躰抄』序文とも相似性が認められた。これら諸書の文言がねらいとするところには各々相違もあろうが、いずれも、和歌の本質を洞察する方向へ筆者の関心が向いていることが共通している点に注意しておきたい。

序文の「豊蘆原」という書き出しは伊勢神宮への奉納という本歌合の企画に即応したものであった。しかしながら、それに続く文言は本歌合の場という特殊性を超えた、普遍的なものを既に志向していたと言えるのである。

## 二

「（二）撰集における選歌」としたのは次の部分である。

（イ）しかあれど、よしとはいかなるをいひ、あしとはいづれをさだむべきと、我も人も知るところにあらざるものなり。

（ロ）そのゆゑは、あをによし奈良の都のとき、えらびおかれたる万葉集は、世もあがり、人の心もおよびがたければ、しばらくおく。

（ハ）それよりこのかた、紀貫之・凡河内躬恒らがえらびつるところの古今集こそは、歌のもととはあふぐべきことなるを、おなじ集の歌をも、あるは絵にかける女にたとへ、しぼめる花の匂ひ残るによそへ、あるは商人のよき衣をきたるにたとへ、田夫の花のかげにやすめるがごとしといへり。これらの心を思ふに、撰集は、さまざまの歌の姿をばわかず、そのすぢにとりてよろしきをば、とりえらべるなるべし。

（一）では和歌の本質的機能を述べ、それは誰もが歌を作ることの必然性の説明となっていた。それを「しかはあれど」と逆接的に受け、「よしとはいかなるをいひ、あしとはいづれをさだむべき」と問題を歌の批評の方法に転じ、「我も人も知るところにあらざるものなり」とその不可知性を述べている。

（一）では歌の創作が万人に共通の営為であるとする認識を示しているのに対して、（二）―イではこれに対照させる形で批評の難しさに触れているのであり、その困難さがより深く印象づけられる結果となっている。そして、この批評方法の問題は以下の叙述の課題として設定されており、俊成の問題意識の在りかを窺い知ることができる。

これを受けて（二）―ロ「そのゆゑは」から歌のよしあしの判断が困難であることについての理由の説明にはいる。この理由の説明がどこまで続いているのかは、叙述が「そのゆゑは……なればなり」というような整合した形にはなっていないこともあって、必ずしも明らかではない。（二）（三）の部分がこれに含まれるのは確実であるが、なお（四）（五）の歌合についての叙述もこれと密接に関わってくることになる。

ところで、『古来風躰抄』にも前節に引用した冒頭部分の少し後に、

ただ、この歌の姿詞におきて、吉野川よしとはいかなるをいひ、難波江の葦のあしとはいづれをわくべきぞといふことの、なかなかいみじく説き述べがたく、知れる人もすくなかるべきなり。

とある。前述した本歌合序文と『古来風躰抄』との相似性はここにまでおよんでいる。のみならず、この文言は歌をいかに批評すべきかという『古来風躰抄』の主題への端的な問題提起なのであり、本歌合序文と『古来風躰抄』がともに歌の批評に関するほぼ同様の課題を扱っていることがわかる(11)。

さて、歌の批評が困難な理由として、まず撰集について述べている。(二)―ロでは、『万葉集』が歌を評価するよりどころとなりうるか否かの判断を「しばらくおく」と保留する。その理由を「世もあがり人の心もおよびがたければ」と説明している。『古来風躰抄』序文には「上、万葉集よりはじめて、中古、古今・後撰・拾遺、下、後拾遺よりこなたざまの歌」と、和歌の歴史に対する俊成の認識が端的に示されている。そこでは、『万葉集』は「上」の時代のものとして「中古」の三代集とははっきり区別されているのである。また、万葉集時代の歌について(12)、

上古の歌は、わざと姿をかざり、詞をみがかむとせざれども、世もあがり、人の心もすなほにして、ただ、ことばにまかせて言ひいだせれども、心も深く、姿も高くきこゆるなるべし。

と言ってもいる。特に、傍線部と本歌合序文の文言との類似には注目してよいだろう。さらに、遡って証本が残っている俊成判の歌合のなかで一番古い仁安元年(一一六六)『中宮亮重家家歌合』に本歌取に関して「白氏文集・古万葉集などは、いささか取りすぐせるにとがなきにやあらむ」(花・五番)との意見が述べられている。万葉集時代の歌と平安朝の歌とにある種の隔たりを見出しかれこれを別枠に位置付ける一貫した態度が窺われる。

次に(二)―ハでは『古今集』について、まず「古今集こそは、歌のもととはあふぐべきことなるを」と位置付けている。『古来風躰抄』の古今集評にみえる「歌の本体には、ただ古今集をあふぎ信ずべき事なり」と同様の『古今集』を理想とする認識が既に明示されているのである。『万葉集』『古今集』を通して言えば、『古来風躰抄』下にいう「万葉集は、ときよ久しく隔たり移りて、歌の姿・詞うちまかせて学びがたかるべし。古今のうたこそは、うたの本体とあふぎ信ずべきものなれば、いづれもおろかならねど」と同様の見解を本歌合の時点で持っていたことがわかる。ここでは『古今集』が優れた撰集であるがゆえに撰集全体を代表するにふさわしいとする前提の上に以下の論述が展開されていることを確認しておきたい。

このように俊成は『古今集』を理想としたのであるが、しか

し、それを絶対的な位置に置いていたのではない。本歌合の序文ではこれに続き、『古今集』仮名序の六歌仙評のうち遍昭・業平・康秀・黒主の評を引きながら、同じ『古今集』の歌とは言ってもその風体の様々であることを述べている。そして、「これらの心を思ふに、撰集は、さまざまの歌の姿をばわかず、そのすぢにとりてよろしきをば、とりえらべるなるべし」と、(二)冒頭「そのゆゑ」のひとつを結論づけている。撰集は上述のように様々な風体の歌を含んでいるのであるからから、各風体相互の優劣を判断して得られた価値基準に基づいているとはいえない(13)。そうではなくて、それぞれの風体のうちで比較的優れている歌を採っているのであり、したがって、劣った風体の歌でも入集することがある。よって、撰集に採られているということだけからでは普遍的な意味での秀歌であると無条件にはいえないのであり、撰集における評価をそのまま普遍的な価値判断の基準とすることはできないというのであろう。ここでは『古今集』はあらゆる撰集の代表として取り上げられていたのであるから、これらのことは撰集全般について通用する見方であったということになる。

これに連なる認識がやはり『古来風躰抄』のなかにみえる。山本一氏(14)は『古来風躰抄』下の古今集歌の左注に「この歌、又古今にとりては、心も詞もめでたく聞ゆる歌なり。「ひちて」といふ詞や、今の世となりては少し古りて侍らん。」(古今集二番歌)(15)、「古今の歌には、心・詞いみじくをかし」(古今集七番歌)とあるのを「『古今集』固有の価値意識を限定づける表現」とみられ、「『古今集』を支える価値意識が俊成の時代に無条件に妥当しうると考えていなっかこと」を示すものとされた。本歌合序文でも『古来風躰抄』でも『古今集』における価値基準を相対化している点が共通している。ただし、『古来風躰抄』は山本氏の言われる「和歌についての価値基準が時代的に変動する面」への洞察に基づいていると考えられるが、本歌合序文に時代的な変遷へのまなざしが読み取れるか否かは微妙な問題である。たしかに前述のように万葉集時代と平安朝とは峻別されている。しかし、『古今集』以後の勅撰集の変遷について『古来風躰抄』におけるほど明確で深い認識に達していたかどうかは、本歌合序文から直接的に窺うことはできない。この時期の俊成の歴史的認識については別途の考察が必要であろう。本歌合序文から直接的に読み取れるのは、前述のごとく、たとえ『古今集』といえどもその価値意識は歌の普遍的絶対的評価の基準としてそのまま適用できるものではないという(16)、撰集の評価基準そのものの相対化であり、方法上の限界の指摘であったことを確認しておきたい。

ところで、このような撰集における批評態度への深い洞察に、完成を間近に控えた『千載集』撰集(17)の経験が大きく関わっていることはほぼ確実であろう。憶測になるけれども、具体的に言えば誹諧歌の扱いなどが撰集について認識を深める契機のひとつになったかもしれない。『古今集』十九・雑体に誹諧歌

の部立があるのに倣って『千載集』十八・雑下にも誹諧歌の部立が設けられている。その過程で相対的には劣った風体である誹諧歌がなぜ『古今集』に採られているのかを考えることがあったはずである。そして、そのなかで撰集というものの多様性に思いあたったと想像される(18)。このことなどを通して、撰集が単なる秀歌選ではなく、和歌のさまざまな相を反映してしかるべきものであるとの認識に至ったというような事情があったのではないだろうか。

## 三

撰集についての叙述に続き、公任の秀歌選が取り上げられている。(三)とした部分である。まず、

かのときより後、四条大納言公任卿、さまざまの歌のみちをみがきて、あるは十あまり五つがひの歌を合せ、あるは三十あまり六の歌人をたたかはしめ、九品の歌をさだめたり。これすなはち、多くは古今集のうちの歌を、有をば上が上品にあげ、あるをば下が下品におけり。

と公任の秀歌選である『前十五番歌合』『三十六人撰』『和歌九品』を挙げている。ここで公任が取り上げられているのは、『古今集』が撰集の代表として取り上げられたのと同様で、『古今集』に次ぐ時代における最も優れた批評家であることを前提とするものであろう。

いうまでもなく、公任は三船の才の逸話をもって知られ、当時にあってほとんど最高の名声を博していたことは、第一節に挙げた『後拾遺集』仮名序の公任撰の秀歌選を誰もが握翫していたという記述(二頁)をはじめ、『俊頼髄脳』『奥義抄』『袋草紙』『八雲御抄』等の記事に徴して明らかである(19)。このうち『奥義抄』上「十九　秀歌体」の記述は大部分『新撰髄脳』からの引用であり、清輔の秀歌観がほぼ全面的に公任のそれに依っていることが知られる(20)。

これに対して、俊成は本歌合序文において前引部分に続き、

これらのたぐひは、疑の心もむすぼほれぬべけれど、先達のことは、及ぶところにあらず。

と、控え目にではあるが、批判を表明している。これは、公任の『三十六人撰』の歌人はそのままおきながら歌を大きく入れ替えた『古三十六人歌合』を俊成が選んでいる(21)ことと軌を一にしているであろう。このころ、後に建久六年(一一九五)『民部卿経房家歌合』跋文、『慈鎮和尚自歌合』十禅師跋で賞揚している業平の「月やあらぬ春やむかしの春ならぬわが身ひとつはもとの身にして」、貫之の「むすぶ手のしづくににごる山の井のあかでも人に別れぬるかな」の歌が公任の秀歌選ではほとんど顧みられていないことに対する不満を既に感じていた可能性もある(22)。

いずれにせよ、撰集についての場合はその批評の方法そのものを相対化していたのであるが、この場合は公任の批評眼その

ものへの批判であることには注意しておいてよい。あるいは、俊成は批評家として公任を凌駕しうるという自負があったのかも知れない。しかし、俊成も公任の相対的位置を低く見ているのではない(23)。前述したように公任をその時代における優れた批評家と捉えた上で、その公任をもってしても十全な価値判断は得られなかったことを思うにつけ改めて歌を批評することの難しさが強調される文脈をこそ、第一に読み取るべきであろう。

ここまでが明らかに、歌のよしあしを定めるのが困難な「そのゆゑ」の説明であった。

## 四

序文は続いて歌合の歴史の叙述へとすすむ。(四)とした部分である。

(イ)抑、歌合といふものは、上古にもありけんを、しるし伝へざりけるにや。亭子のみかどの御ときよりぞ、しるしおかれたれど、あるときは勝負をつけられず、あるおりは勝負をばつけながら、判のことばはしるされず。村上の御とき、天徳の歌あはせよりぞ、判のことばはしるされてよりのち、永承・承暦の歌合、ならびにわたくしの家にいたるまで、勝負をつけしることになりにける。

(ロ)あるは仏寺によせて結縁を称し、あるは霊社によせて神威をかりて、つがひをむすび、判をうけしむるあひだ、かつは、いまの愚老にいたるまで、かたのごとくふるきあとをまなびつつ、及ばぬ心にまかせて、勝負をさだむることと、すでにかずなくなりにけん。

歌合について述べるのは、歌合の序文であることを考えれば当然であるともいえる。しかし、これが単に形式的な言及にとどまるものとは思われない。では、この叙述は(二)(三)の部分とは一体いかなる脈絡で繋がっているのであろうか。

(イ)は歌合の歴史の略述である。ここにおいて、傍線部のように勝負や判詞の有無に重点が置かれていることが注意されよう。俊成の関心が専ら歌合における批評態度にあったことが窺われる。

(ロ)では俊成自らの判について触れている。「かたのごとくふるきあとをまなびつつ、及ばぬ心にまかせて、勝負をさだむる」はもとより謙辞であろう。しかし、ここには「かたのごとく」前例に倣うだけでは十全な批評はなしえないという、歌合判の内包する問題が示唆されているのではないだろうか。

(四)の部分には歌合判における批評の困難さ、もっといえば、歌合判という批評方法そのものの限界性が暗示されていると考える。そうすると、(二)(三)で歌の批評の困難さが示されたのは、(四)の叙述への前提であると位置付けることができ、有機的な繋がりを見出せる。

(五)の部分は次のようである。

つらつら此事をおもふに、かつは、此道の先賢のなきかげにも見およばれんこと、その恥かぎりなし。いかにいはんや、住吉の明神よりはじめたてまつりて、照しみそなはすらんこと、その思ひいくばくぞや。しかるのみにあらで、よはひかたぶき、老にのぞみてのちは、朝にみること夕べにわすれ、よひのむしろに思ふ事暁の枕にとどまることなければ、ふるきときの証歌、いまの世の諸作、見ること聞くこと、ひとつも心にのこすことなし。

この部分は、謙辞に終始しているようにみえる。しかしながら、いままでの検討を踏まえれば、歌を批評することの困難さを痛感している、切実な心情をも読み取ることができるであろう。ここにも、歌の批評に関する問題意識が通底している、というよりも、むしろ、いま歌合の判を前にして、その問題意識がいよいよ鮮明に浮び上がってきたと言えるのではないだろうか。

具体的には、歌合は所与の二首について優劣を判定するものであるから勝とされた歌が必ずしもあらゆる場合において秀歌であるとは保証されないという、歌合の形態そのものが含み持つ問題、また、従前の歌合判では歌病や表面的な詞の使用の問題点が根拠にされていて、歌の本質的な面に対する評価が下されない場合が多かったという判の方法上の問題などが、俊成の念頭に有ったと想像されるのである。

（六）以下も俊成の心情や西行との親交について多く語っており、興味深い部分ではあるが、当面問題としたいことは以上で概ね出尽くしたので、以下の部分の検討は省略する。

## むすび

以上の検討により、本歌合の序文には、俊成が歌の批評の困難さについていかに強い問題意識を抱いていたかをみてとることができた。それは、とりもなおさず、歌の普遍的絶対的評価はいかにしたら可能かということが、当時の俊成にとって大きな課題であったことを示している。この問題に対してこの時点で俊成がどれほどの成案を持っていたのかは具体的に知ることはできない。しかしながら、この問題意識が『民部卿経房家歌合』『古来風躰抄』『慈鎮和尚歌合』にみえる歌の評価に関する立言へ直接的に結び付いているのは確かであろう。なかでも、前述のように本歌合序文が『古来風躰抄』とかなりの部分まで相似の構造を有する点、興味深い。批評主体としての自己の確立は俊成が一貫して追い続けた課題であろう。それを目指した歌論形成の上で、本歌合がかなり重要な位置を占めることが明らかになったと思う。

それでは、なぜ、この種の問題意識が西行の自歌合という機会にあらわになったのであろうか。ひとつは、時期的に『千載集』撰進の事業と重なっていたからであろう。これについては、第二節に述べた。しかし、それだけではなく、やはり、西行の自歌合という場自体との関係も無視できないと思う。序文冒頭

の「豊蘆原」の語や（六）（七）の部分がこの歌合の場と密接に関わるのに対し、（二）～（四）ではそのような特殊性を超えたより普遍的な問題を扱っていた。しかし、その問題がなぜこの場で表面化したのかは、当然問われねばならないであろう。

これについては、判詞に徴して詳しく述べたいところではあるが、すでにかなりの紙幅を費やしたので、別稿を期すことにして、いまはごく簡単に触れるにとどめたい。たとえば本歌合七番左の「ねがはくは花のもとにて春死なんその二月のもち月のころ」といった極めて個性的な西行詠に改めて触れることで、俊成はそれを破格の表現と認識しながらも抗し難い魅力を感じたのではないだろうか。そして、そのような西行の歌を批評していくときに通り一遍の加判方法ではとても対処しきれないことを如実に悟ったであろう。それが、批評に関する問題意識を顕在化させる契機のひとつになったと考える。これは、十九番判詞で西行歌の詞の使用を「思ふまにといへることばぞ……なほ思ふべくやとおぼえ侍る」と一応問題にしながらも、「かやうのことは、人かへりてわらふべきことなり。しかれども、一身思ふところをつゐでに申出る也」と西行歌の本質的評価とは異なる次元の言であることを断っている(24)というような二元性が判詞にみられることから照射できるように思う。

いまは、本歌合序文に現れた問題意識を明らかにし、その意義を考えたところでひとまず筆を擱くことにする。

注

(1)萩谷朴『平安朝歌合大成』八参照。

(2)窪田章一郎『西行の研究』（東京堂出版　一九六一年一月）、注1『歌合大成』、山田昭全『西行の和歌と仏教』（明治書院　一九八七年五月）、高城功夫「「御裳濯河歌合」私注（一）～（一〇）」（『東洋』一九七九年四月～一九八〇年一二月）、北山正迪「西行の両宮歌合について―覚書―」（光華女子大学『研究紀要』二〇　一九八二年一二月）、奥野陽子「君おもひでば―西行両宮歌合について―」、佐藤恒雄「西行両宮歌合をめぐって―加判依頼にこめられた意図を中心に―」（『中世文学研究』一一　一九八五年八月）など。そのなかで、佐藤恒雄「「御裳濯河歌合」と「宮河歌合」―俊成・定家の判詞から―」（『国文学』三〇―四　一九八五年四月）は判を中心に扱われたものとして注意される。

(3)『御裳濯河歌合』の本文は久保田淳編『西行全集』（日本古典文学会　一九八二年五月）所収の内閣文庫本をもとし、注1『歌合大成』と国文学研究資料館で披見した若干の紙焼写真本をもって私に校訂したものを用いる。なお、表記は私意による（以下同様）。

(4)『聞書集』巻末の一首、

いまもされなむかしのことをひてましとよあしはらの

いはねこのたち（二六三）

も参考にされてよい。これは「公卿勅使にみちちかのさいしやうのたたれけるを、いすずのほとりにてよみける」の詞書のもと二首を掲げ、さらに「おなじをりふしの歌に」として掲げられた五首の末尾にあたる歌である。

(5)『平安朝歌合大成』八によれば、

「やる」―萩谷朴氏蔵加持井文庫本、内閣文庫蔵昌平坂学問所本、北岡文庫蔵幽斎書写本、内閣文庫蔵浅草文庫本

「やはらくる」―彰考館蔵桝形本、萩谷朴氏蔵桝形本、群書類従本、内閣文庫和学講談所本、神宮文庫蔵宮崎文庫本、大阪市大森小竹園本、寛文七年板本、同阿波国文庫旧蔵二条持道筆本校合本文

となる。さらに、管見によれば、

「やる」―東京大学文学部国文研究室本

「やはらくる」―名古屋大学図書館神宮皇学館文庫本、射和文庫本、北海学園大学図書館北駕文庫本

また、九州大学細川文庫本は本文「やる」二字の間に「はらく」補入の傍書あり。

(6)歌集類からの引用は特に断らない限り『新編国歌大観』（角川書店）による。

(7)『日本歌学大系』一、二二四頁。

(8)日本思想大系『古代中世芸術論』（島津忠夫校注、岩波書店　一九七三年一〇月）三〇四頁。『古来風躰抄』からの引用は同書による。

(9)講談社学術文庫『十六夜日記・夜の鶴　全訳注』（森本元子、一九七九年三月）一八頁。

(10)『古来風躰抄』のこの部分を和歌の本質に対する俊成の卓越した洞察を表出したものとみるならば、第一の解釈を採った方がより深い関連性を有することになるだろう。しかしながら、山本一氏のように「ここで俊成が注目した歌の機能とは、「人の心」と「人の心」とを通い合せる心情交流の働き」であった（「「人の心」と歌―『古来風躰抄』序の一文―」　『国文学研究ノート』一二　一九八〇年七月）とみる立場をとるならば、むしろ、第二の解釈の方がこれになじむと言えるかもしれない。

(11)なお、建久六年（一一九五）『民部卿経房家歌合』跋文に「敷しまややまと歌の道におきて、津の国のよしあしをさだむる事は、あまつ乙女のなづらむ石よりもかたく、わたの原波のそこよりもはかりがたし」とあり、『慈鎮和尚歌合』序文に「今の世には我も人もいかなるをよろしといふべきぞともしれる人はかたかるべし」とあるのも同様の認識の表明である。

(12)中世の文学『歌論集』一（松野陽一校注、三弥井書店　一九七一年二月）、日本思想大系（注8）、日本古典文学全集『歌論集』（有吉保校注、小学館　一九七五年四月）はいずれも引用の部分の前で段落を区切り、「万葉集」と

項目を立てている。ところが、厳密に言えば、ここにいう「上古の歌」は、文脈上、万葉集歌そのものを指すとは考えられない。引用の文言は、素戔嗚尊・仁徳天皇・聖徳太子・伝教大師等の詠歌活動を叙述した部分に続くもので、「上古の歌」は、直接的には素戔嗚尊以下の歌を受けている。しかし、このすぐ後には『万葉集』について述べており、そこと密接な関係を有してもいる。したがって、「上古の歌」に万葉集時代の歌が含まれるとはいえるだろう。

(13)序文「姿をわかず」の「わく」は、『新古今集』仮名序の「これ（＝後鳥羽院の歌）、みな人のめにたつべきいろもなく、こころとどむべきふしもありがたきゆゑに、かへりて、いづれとわきがたければ」の「わく」と同様で、単に区別するという意味にとどまらず、区別した上で優劣を判断して採るべきは採るという意味であると考えられる。

(14)「和歌史から批評主体へ―『古来風躰抄』読解―」（『国文学研究ノート』一九　一九八六年七月）。

(15)この部分については既に谷山茂氏が「歌の姿とその歴史的意義とを見きわめたうえでの、あざやかな批評」の例として示されていた（谷山茂著作集二　角川書店　一九八二年五月、一四二頁）。

(16)たとえば、拙稿「『後葉和歌集』の構成および性格」（『待兼山論叢』二二　一九八八年一二月）に触れたように『後葉集』撰者寂超（為経）は『古今集』を絶対化しそれに依拠している。おなじく、『古今集』を宗とするといっても、俊成の認識はこのような絶対化とは明らかに一線を画するであろう。

(17)久保田淳・松野陽一校注『千載和歌集』（笠間書院　一九六九年九月）の解題（松野氏担当部分）によれば文治三年九月二十日に形式的奏覧、翌四年四月二十二日に実質的な奏覧があり、手直しを経て同年八月二十七日までには最終的奏覧があったと推定されている。

(18)俊成の誹諧歌観については上條彰次「誹諧歌と俊成」（『国語国文』四四―八　一九七五年八月）に詳しい。結論としてはこれに従いたいが、『千載集』に誹諧歌の部立が設けられた事情としては、上條論文中にも取り上げられている谷山茂氏の見解も見逃せないであろう。

一つには、撰集ともなれば自己の個人的尚好のみで終始することはできず、また撰集の多様性を意図したためとも考えられる。（傍線佐藤）

(19)たとえば『俊頼髄脳』の誹諧歌の条（歌学大系一、一二三頁）、『袋草紙』の範永が公任に褒められて感動した記事（同二、四〇頁）、『八雲御抄』六の「彼輩の後は、ただ公任卿一人天下無双、万人これにおもむく」の言（同別巻三、四四三頁）など。

(20)同じ清輔の『袋草紙』上に「件撰（＝三十六人撰）有不

審。所謂、深養父、元方、千里、定文等不入之。此人々豈劣頼基、仲文、元真等之類乎」とあるのは、『三十六人撰』への批判的言辞として、一応注意される。ただし、これは歌人の世評に関わることで、必ずしも主体的とは言えず、俊成の、批評眼への根本的批判とは次元が異なるであろう。

(21)『古三十六人歌合』が俊成の手に成るという決定的確証はなく、松野陽一『藤原俊成の研究』（笠間書院　一九七三年三月）では「一応俊成作と看做しておきたい」とされながらも、なお慎重な態度を取っておられる。これに対し、樋口芳麻呂氏は「藤原俊成撰『古三十六人歌合』考」（『平安朝文学研究』六一　一九七九年六月）において俊成撰とみるべきことを主張された。いま、樋口論文に従って、俊成撰とみる立場をとっておく。なお、本書の成立時期につき樋口氏は「建久六年をあまり遡らない建久年代と考えておきたい」とされているが、これは、「月やあらぬ」「むすぶ手の」の二首を庶幾することの明言が建久六年（一一九五）『民部卿経房家歌合』跋文に初めてみえることを第一の根拠としてのことであった。それならば、本歌合序文の発言なども勘案されてよいかとも思われる。あるいは、同書の成立はもっと遡るかも知れない。そもそも、本歌合序文の公任批判は『古三十六人歌合』が俊成撰であることの一つの傍証となり得るのではないだろうか。

(22)谷山茂著作集二『藤原俊成　人と作品』、「業平と俊成」「貫之と俊成」参照。

(23)『八雲御抄』六に「公任卿は寛和の比より、天下無双の歌人とて、すでに二百よ歳をへたり。在世の時いふに及ず、経信、俊頼已下、ちかくも俊成が在世までは、空の月日のごとくにあふぐ。しかるを、近比より、公任無下なりといふ事出きて、あさくおもへる輩少々あり。これこの三十余年の事也。」とあるのは、参考になる。俊成もかなり公任を尊重してはいたことが知られる。

(24)佐藤恒雄氏の論（注2、『国文学』）では、この判詞などを取り上げ、俊成歌論の本質に結びつくものとされているが、これについては、筆者はやや立場を異にする。

（本学助手）